

新	旧
<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十六 (略)</p> <p>十七 標準建設費等 「平成28年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(平成28年3月29日付け国住備第445号、国住整第38号、国住市第125号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。)第1に定める標準建設費等をいう。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 補助金の額</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 改良住宅借上事業又は更新住宅借上事業 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 団地関連施設整備に要する費用 イ (1)ニの団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額(ただし、1戸当たり3,126千円を限度とする。)をいう。 a～d (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>6. 改良住宅ストック総合改善事業 個別改善、全面的改善及び災害復旧事業に係る補助金の額は、次に掲げる費用の合計額の2分の1以内とする。ただし、(1)、(2)に基づいて算出される補助金の対象となる団地単位の事業費の合計が原則として1,000千円を超える事業(複数の団地で住宅用防災機器又は地上波デジタル放送対応設備の設置に係る事業にあっては、それぞれ当該事業に要する経費を合計した額が1,000千円を超える事業)に限るものとする。 (1) 個別改善の工事費(附帯的工事費、既存部分の除却及び撤去費用を含む。) イ 工事費 団地別及び構造別ごとに算定するものとし、標準建設費等別表第1に掲げる1戸当たりの工事費に改善の対象となる改良住宅の戸数を乗じて得た額を限度とする。ただし、改良住宅等改善事業制度要綱第5第2項に掲げる施設の整備を伴う個別改善については、上記の算定とは別に団地別及び施設別に算定するものとし、その工事費の合計の限度額を改善の対象となる改良住宅の戸数に1戸当たり1,664千円(合併処理浄化槽施設を設ける場合にあっては2,639千円、中層改良住宅においてエレベーターを設ける場合にあっては、1件当たり31,400千円)を乗じて得た額(同項(1)に定める集会所にあっては1件当たり31,279千円)とする。 ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害復旧事業 災害復旧事業に係る改良住宅の建設等にあっては別に定める額、宅地の復旧又は補修にあっては、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長(以下「地方整備局長等」という。)の認定した額とする。ただし、限度額はそれぞれ次に掲げるものとする。 イ (略)</p> <p>ロ 前項の規定にかかわらず、中層改良住宅においてエレベーターを設ける場合にあっては、</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十六 (略)</p> <p>十七 標準建設費等 「平成27年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(平成27年4月9日付け国住備第7号、国住整第7号、国住市第9号国土交通事務次官通知。以下「標準建設費等共同通知」という。)第1に定める標準建設費等をいう。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 補助金の額</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 改良住宅借上事業又は更新住宅借上事業 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 団地関連施設整備に要する費用 イ (1)ニの団地関連施設整備に係る費用は、次に掲げる項目に係る費用を合計した額(ただし、1戸当たり3,020千円を限度とする。)をいう。 a～d (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>6. 改良住宅ストック総合改善事業 個別改善、全面的改善及び災害復旧事業に係る補助金の額は、次に掲げる費用の合計額の2分の1以内とする。ただし、(1)、(2)に基づいて算出される補助金の対象となる団地単位の事業費の合計が原則として1,000千円を超える事業(複数の団地で住宅用防災機器又は地上波デジタル放送対応設備の設置に係る事業にあっては、それぞれ当該事業に要する経費を合計した額が1,000千円を超える事業)に限るものとする。 (1) 個別改善の工事費(附帯的工事費、既存部分の除却及び撤去費用を含む。) イ 工事費 団地別及び構造別ごとに算定するものとし、標準建設費等別表第1に掲げる1戸当たりの工事費に改善の対象となる改良住宅の戸数を乗じて得た額を限度とする。ただし、改良住宅等改善事業制度要綱第5第2項に掲げる施設の整備を伴う個別改善については、上記の算定とは別に団地別及び施設別に算定するものとし、その工事費の合計の限度額を改善の対象となる改良住宅の戸数に1戸当たり1,607千円(合併処理浄化槽施設を設ける場合にあっては2,550千円、中層改良住宅においてエレベーターを設ける場合にあっては、1件当たり30,338千円)を乗じて得た額(同項(1)に定める集会所にあっては1件当たり30,221千円)とする。 ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害復旧事業 災害復旧事業に係る改良住宅の建設等にあっては別に定める額、宅地の復旧又は補修にあっては、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長(以下「地方整備局長等」という。)の認定した額とする。ただし、限度額はそれぞれ次に掲げるものとする。 イ (略)</p> <p>ロ 前項の規定にかかわらず、中層改良住宅においてエレベーターを設ける場合にあっては、</p>

1件当たり 31,400 千円を前項の額に加算した額を災害復旧事業に係る工事費の限度とすることができる。

7. ～12. (略)

第5～第19 (略)

第20 運営

補助金の交付等に関しては、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) ～(4) (略)

(5) 平成 28 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について (平成 28 年 3 月 29 日付け国住備第 445号、国住整第 38号、国住市第 125号)

(6) ～(12) (略)

(附 則)

附 則 [平成 13 年 3 月 30 日国住整第 742 号]

(途中略)

附 則 [平成 28 年 3 月 29 日国住整第 42 号]

改正後のこの要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

1件当たり 30,338 千円を前項の額に加算した額を災害復旧事業に係る工事費の限度とすることができる。

7. ～12. (略)

第5～第19 (略)

第20 運営

補助金の交付等に関しては、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) ～(4) (略)

(5) 平成 27 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について (平成 27 年 4 月 9 日付け国住備第 7号、国住整第 4号、国住市第 9号)

(6) ～(12) (略)

(附 則)

附 則 [平成 13 年 3 月 30 日国住整第 742 号]

(途中略)

附 則 [平成 27 年 4 月 9 日国住整第 10 号]

改正後のこの要領は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。